

東海市告示第36号

令和6年度東海市特別障害者手当等支給要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市特別障害者手当等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者に対し、特別障害者等手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「A種重度障がい者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別障害者手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による福祉手当（以下「法定分手当」という。）の支給を受け、かつ、愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号。以下「規則」という。）第2条第1項の障がい程度に該当する者をいう。

2 この要綱において「B種重度障がい者」とは、法定分手当の支給を受け、かつ、規則第2条第2項第1号又は第2号の障がい程度に該当する者をいう。

(手当の額)

第3条 手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) A種重度障がい者のうち、特別障害者手当の支給を受けているもの 月額 6,850円
- (2) A種重度障がい者のうち、障害児福祉手当又は福祉手当の支給を受けているもの 月額 6,900円
- (3) B種重度障がい者のうち、特別障害者手当の支給を受けているもの 月額 1,050円

- (4) B種重度障がい者のうち、障害児福祉手当又は福祉手当の支給を受けているもの月額 1,150円
(手当の支給方法等)

第4条 手当の支給方法等については、法定分手当と同一の取扱いとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。